

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 3月 1日～平成33年 2月28日までの2年間

2. 計画内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にする

女性職員・・・取得率を80%以上にする

<目標達成のための対策>

- 平成31年 3月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、部署長を対象とした研修の実施
- 平成31年 3月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会の実施

目標2：育児のための短時間制度の対象年齢を小学校2年生の終了までに拡大する。

<目標達成のための対策>

- 平成31年 3月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成31年 4月～ 制度導入（就業規則変更）
- 平成31年 4月～ 説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標3：年次有給休暇取得の推進のための措置

年次有給休暇の1人当たり年間取得目標を定め取得率の向上を目指す

<目標達成のための対策>

- 平成31年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成31年 4月～ 計画的な取得に向けての部署長研修を計画期間中に2回行う
- 平成31年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する